

考えよう 平和の大切さ

1945年8月15日、3年8か月に及んだ太平洋戦争が終結。多くの尊い人命を奪った戦争から、はや67年が経過しようとして、私たちの記憶から戦争の悲劇が薄れようとしています。

また、昨年3月の東日本大震災では多くの尊い命がその犠牲となりました。これらの悲劇から、私たちは何を学び、どう未来に生かしていくことができるのでしょうか？

命の尊さとは…、世の中から争い事がなくなり、誰もが安心して笑顔で暮らせる平和な社会が訪れるよう、今一度、過去の歴史を振り返り、平和の大切さ、命の重さについて考えてみませんか？

写真：平和都市宣言モニュメント「しあわせの手」



▲最優秀を受賞した長瀬さんによる朗読

次世代を担う青少年に、平和の大切さを再認識してもらうため、市内中学3年生を対象に「平和の作文」を募集し、その中から最優秀1人、特選3人、入選9人のみなさんが選ばされました。

7月10日（火）には市役所で「平和の作文」の表彰式が行われ、最優秀の長瀬マキさんによる作文の朗読が行われました。

市では、平成2年度の「幸手市平和都市宣言」以来、世界の恒久平和を願い、さまざまな活動を行っています。毎年、広島市で行われる平和記念式典に「平和の作文」の入賞者のみなさんを派遣し、また、今月1日（水）からは、市役所玄関ロビーで平和のための写真展を開催しています。

平和の作文



▲「平和の作文」入賞者のみなさん

入賞者のみなさん（敬称略）

▼特選	▼最優秀	▼入選
栗原 稔（西中）	長瀬マキ（西中）	宇野瑞香（西中）
杉田 諒（東中）	松原亜美（幸手中）	直井和夏子（西中）
		古澤春紀（東中）
		渡辺毅之（西中）
		村山詩織（西中）
		佐藤麻美（幸手中）
		片柳晴香（西中）
		角田智子（幸手中）

原爆死没者や戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念して、広島原爆の日（8月6日午前8時15分）、長崎原爆の日（8月9日午前11時2分）、終戦記念日（8月15日正午）には、みなさん、ご家庭や職場で、1分間の黙とうを捧げましょう。

平和祈念の默とうに ご協力ください

8月6日午前8時15分、長崎原爆の日（8月9日午前11時2分）、終戦記念日（8月15日正午）には、みなさん、ご家庭や職場で、1分間の黙とうを捧げましょう。

「平和の作文」の作品をご覧になりたい人は、「平和の作文」文集を人権推進課で配布していますので人権推進課までお越しください。
※数に限りがありますので、お早めにどうぞ。

都市計画変更に関する 公聴会などのお知らせ

県または市が決定する都市計画の変更案を作成するにあたり、みなさんのご意見を伺うため、公聴会の開催と意見書の受付けを以下のとおり行います。

都市計画の変更原案の閲覧および縦覧

期間 8月7日(火)～8月21日(火)※土曜・日曜日を除く

都市計画の変更原案	閲覧・縦覧場所	公述申出書・意見書を提出できる人および提出方法	
①「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更原案	埼玉県都市計画課 幸手市都市計画課 杉戸国土整備事務所 ※埼玉県ホームページでも閲覧することができます。	幸手市、宮代町、 杉戸町、加須市、 久喜市内に住所を有する個人および法人	都市計画の変更原案(①～⑤)について、公聴会に出席して意見を述べたい人は、公述申出書を8月21日(火)までに幸手市都市計画課に持参または郵送(〒340-0192幸手市東4-6-8)により提出してください(※期日必着)。 ※①、②については埼玉県都市計画課に提出することもできます(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)。
③「用途地域」の変更原案			
④「防火・準防火地域」の変更原案			
⑤「下水道」の変更原案			
⑥「地区計画」の変更原案	幸手市都市計画課 ※幸手市ホームページでも閲覧することができます。	幸手市内に住所を有する個人および法人または利害関係のある人	地区計画の変更原案(⑥)について、意見のある人は、意見書を8月28日(火)までに幸手市都市計画課に持参または郵送により提出してください(※期日必着)。

※公述申出書および意見書の各様式については、それぞれ閲覧・縦覧場所にて配布します。

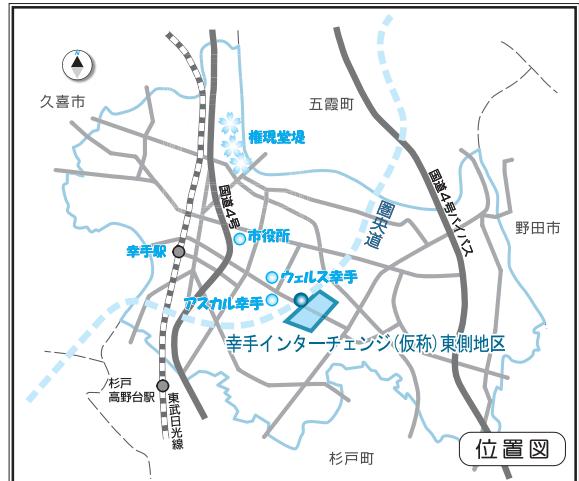
公聴会の開催

とき 8月31日(金)午後2時から
ところ ウエルス幸手2階研修室

※公述希望者が多数の場合には、公述人を選定することがあります。また、申し出がない場合には公聴会は中止となります。傍聴を希望する人は8月28日(火)以降に、あらかじめ幸手市都市計画課にお問い合わせください。

問合せ

- 埼玉県都市計画課 ☎ 048(830)5341
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m02/>
- 幸手市都市計画課 ☎ (43)1111内線562、563
ホームページ <http://www.city.satte.lg.jp/>



- ※昭和61年4月1日以前に
(50歳以上)
年金受給権が発生した老
齢年金受給者、共済組合
歳未満)
- ・船員保険標準報酬月額、標準賞与額、船舶所有者名
 - ・老齢年金の見込額の情報

- 問合せ 代理申請
- 申請者本人からの委任状
および代理人の本人確認書
- 1111内線145・FAX (43)1125

「ねんきんネット」サービスとは、基礎年金番号や住所などの個人情報をあらかじめ登録することで、年金加入者や受給者が24時間いつでもインターネット上でこれまでの年金の加入記録や納付状況などを確認することができます。詳しい情報は年金機構ホームページ(<http://www.nenkink.jp>)を参照してください。

▼確認できる年金記録
(おおむね1か月ごとに更新)

前9時～午後5時
※祝日・年末年始を除く

加入履歴などで、このサービスを利用できませんのでご注意ください。

▼市役所でも確認できます
インターネットの利用が難しい、利用環境がない場合などは、各年金事務所だけではなく、市役所保険年金課でも年金加入記録などを確認することができます。

「ねんきんネット」を利用しよう
加入中の人には、このサービスを利用できませんのでご注意ください。

